

議事日程(第4号)

平成30年9月26日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第54号 平成30年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第2 議案第64号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第65号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第67号 浮羽老人ホーム組合の解散について
- 日程第5 議案第68号 浮羽老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第6 議案第69号 浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第7 議案第70号 市有財産の貸付けについて
- 日程第8 議案第71号 市有財産の貸付けについて
- 日程第9 議案第73号 平成29年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第75号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第76号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第77号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第78号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第79号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第80号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第81号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出

に関する請願書

- 日程第19 請願第5号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度 2分の1復元をはかるための、  
2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第20 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第21 陳情第7号 国営筑後川中流土地改良事業（国営施設機能保全事業）における市費  
負担に関する陳情
- 日程第22 陳情第4号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例  
年通りの開催について
- 日程第23 陳情第5号 うきは市議会基本条例第7条に関する陳情書
- 日程第24 陳情第6号 安倍首相問責決議に関する陳情書
- 日程第25 陳情第8号 「議会図書室の整備・活用」等のために、蔵書等の予算化を図ること  
及び図書室の市民利用を可能にすること、に関しての陳情
- 日程第26 陳情第9号 うきは市議会傍聴規則の見直し・改善について
- 日程第27 追加議案上程 意見第4号から意見第6号まで3件  
決議第1号 1件
- 日程第28 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第29 意見第5号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第30 意見第6号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書  
（案）の提出について
- 日程第31 決議第1号 小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）の提出について
- 日程第32 閉会中の調査の申出について  
（総務産業常任委員会）  
（1）都市計画に関する調査  
（2）久留米広域連携中枢都市圏事業に関する調査  
（3）農業政策に関する調査  
（4）所管事務調査  
（厚生文教常任委員会）  
（1）コミュニティー・スクールに関する調査  
（2）学力向上に関する調査  
（3）交通弱者対策に関する調査  
（4）所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第64号 うきは市道路線の認定について
- 日程第3 議案第65号 うきは市道路線の変更について
- 日程第4 議案第67号 浮羽老人ホーム組合の解散について
- 日程第5 議案第68号 浮羽老人ホーム組合理約の変更について
- 日程第6 議案第69号 浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第7 議案第70号 市有財産の貸付けについて
- 日程第8 議案第71号 市有財産の貸付けについて
- 日程第9 議案第73号 平成29年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第74号 平成29年度うきは市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第75号 平成29年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第76号 平成29年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第77号 平成29年度うきは市立自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第78号 平成29年度うきは市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第79号 平成29年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第80号 平成29年度うきは市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第81号 平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 請願第2号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第19 請願第5号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第20 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願
- 日程第21 陳情第7号 国営筑後川中流土地改良事業（国営施設機能保全事業）における市費

負担に関する陳情

- 日程第22 陳情第4号 うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催について
- 日程第23 陳情第5号 うきは市議会基本条例第7条に関する陳情書
- 日程第24 陳情第6号 安倍首相問責決議に関する陳情書
- 日程第25 陳情第8号 「議会図書室の整備・活用」等のために、蔵書等の予算化を図ること及び図書室の市民利用を可能にすること、に関する陳情
- 日程第26 陳情第9号 うきは市議会傍聴規則の見直し・改善について
- 日程第27 追加議案上程 意見第4号から意見第6号まで3件  
決議第1号 1件
- 日程第28 意見第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
- 日程第29 意見第5号 教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第30 意見第6号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）の提出について
- 日程第31 決議第1号 小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）の提出について
- 日程第32 閉会中の調査の申出について  
（総務産業常任委員会）  
（1）都市計画に関する調査  
（2）久留米広域連携中枢都市圏事業に関する調査  
（3）農業政策に関する調査  
（4）所管事務調査  
（厚生文教常任委員会）  
（1）コミュニティー・スクールに関する調査  
（2）学力向上に関する調査  
（3）交通弱者対策に関する調査  
（4）所管事務調査

---

出席議員（14名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤 茂和君 | 2番 組坂 公明君 |
| 3番 佐藤 裕宣君 | 4番 野鶴 修君  |
| 5番 竹永 茂美君 | 6番 岩淵 和明君 |
| 7番 鍮水 英一君 | 8番 熊懷 和明君 |

9番 中野 義信君  
11番 上野 恭子君  
13番 江藤 芳光君  
10番 佐藤 湛陽君  
12番 伊藤 善康君  
14番 櫛川 正男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君  
記録係 伊藤 諒平君  
記録係長 浦 聖子君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

---

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。全員おそろいです。直ちに本日の会

議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 議案第54号

○議長（**楡川 正男君**） 日程第1、議案第54号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、総務産業委員会の報告をさせていただきます。お手元に報告書を出しておりますので、そちらのほうをお目通しいただきたいと思います。

議案第54号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

ただいま議題となりました議案第54号につきましては、総務産業常任委員会所管に関する事項について付託されましたので、議案の審査結果を報告します。

審査に当たっては、市長公室長、企画財政課長並びに所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨・内容及び係数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり精査を行いました。

2款総務費1項総務管理費では、地域活性化推進費について、個性あるまちづくり補助金の申請内容の説明を求めました。その中で古民家テラスについては、改修・利用計画のうちの1期目を申請したということで、今回の申請もあるのか確認すると、現在は今後の計画分について金融機関等からの資金調達を協議しているということでありました。また、審査通過分の補正ということで、申請が出て審査会で認められたら何件でもやれるのか、審査基準はという質問には、基準については実施要綱で幅広く認められている。審査会では、団体から出された委員と公募の委員で審査しており、全員の同意を得たもの、または条件つき同意のものに分けて答申している。今回は全て認められたということでした。

西高見の会によるパークゴルフ場改修事業につきましては、委員会の審査の中でも再度確認をいたしました。今回の申請に駐車場の部分はなく、パークゴルフ場の改修で芝を張り、コース設定、レベル合わせ、備品の購入等を行うということでありました。この補助金については、申請後5年は次の補助申請ができないということですが、今後、西高見の会は、補助申請等を行わないと執行部が確認しているということであり、本会議で市長に確認したとおりの回答が得られました。

なお、中身につきましては、これはどうしても補助はしても地元の負担分がありますので、そういったことも委員会の中で十分検討をいたしました。全体的には800万円ほど概略かかりますけれども、補助の申請が680万円ぐらい、地元負担が120万円ということになるようでご

ざいます。それについても地元も了解をしておるということでございました。

それから4目選挙費では、市議会議員選挙費の額の確定による不用額の減額でありました。ポスター代が高いのではないかという質疑では、国の定める額で規定しており、近隣市も同様の額ということでありました。業者間の金額の差については、市から調整することはできないということでした。また、残額が多過ぎないかという意見には、条例に合わせ計上する必要があるため、やむを得ない面があるということ。また、17名の候補者の見込みで算定していたが、そのうち全く使わない人、一部のみ利用もあったということでありました。

それで、初めてのことでありましたものですから、やっぱり事務局としては17名の候補者ということで、それぞれの金額がありますので、それに合わせて計画をしたと。しかしながら、そういうふうなことで残額が出たというようなことでございます。

次に、6款農林水産業費では、林業振興費について荒廃森林再生整備委託料についての質疑で、荒廃森林面積が少ないので、国・県に働きかけて市全域にしてもらえないかについては、現在、森林整備計画がある地域は手入れがされる地域とみなされ、荒廃しているとはみなされない。この事業は1年目であるので、今後、状況を見ていきたいということでした。荒廃林の4割を間伐するというのでは、伐採後の樹木が太り過ぎて市場価値が下がるのではという意見では、市場の動向を注視していくということ、また、方針として、過去の台風被害例から荒廃林を複層林にしていきたいということであるが、執行部も4割は多過ぎということを県のほうへ伝えているということでした。

11款災害復旧費は、7月5日に被災した農地及び道路の復旧のための補正です。それぞれの対象等については、全員協議会で報告されたとおりであります。質疑では、激甚災害が多発している状況であるが、激甚災害が多過ぎて補助率が下がるのではないのかとの質疑には、激甚災害がふえても補助率が下がることはないということでした。また、原形復旧ではなく改良型にできないのかとの質疑には、改良型にするためにはさまざまな要件があり、基本的に原形復旧で行うという答弁でした。

以上、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことを報告いたします。  
以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、厚生文教委員会の委員長の佐藤でございます。それでは、委員会報告をさせていただきたいと思えます。

ただいま議題となりました議案54号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

審査は、それぞれ担当課長、係長に出席いただき、詳しく説明を受け行いました。

補正予算書の第3表で債務負担行為補正に関する事、また所管の款、項、目の内容については、その主な部分のみ報告いたします。

まず債務負担行為補正については、町並み交流館商家指定管理料と滞在型交流施設注連原住宅指定管理料の2つについて提案されています。各指定管理料の債務負担行為については、平成30年度から33年度の期間として、来年4月に指定管理の更新時期を迎えることから、10月中旬ごろから公募による指定管理者を選定し、12月議会において提案したいとしています。限度額は当該契約に基づく指定管理料相当額とのことでありましたが、これまでの実績を踏まえ、前期と同額程度で想定しているという説明がありました。

質疑では、滞在型交流施設注連原住宅、ポサーダの現状について不安視する意見もありましたが、今年7月から宿泊ができるようになり、14名が宿泊されたと報告を受けました。宿泊料金については、現在、飲食を提供していないこともあり、素泊まり料金として、通常料金6,720円の半額で対応しているようであります。今後については、指定管理者がホームページの作成を予定しており、来年度からは地元食材を利用した飲食の提供など、サービスを付加することで、十分、通常の料金でも経営できると所管として考えているとの説明がありました。ただ、生涯学習課が文化財として保護や管理をするならわかるが、観光戦略としての活用なら所管が違うのではないかと、他の部署でも同じような事例があるので整理してほしいとの意見が出されました。

次に、補正予算についてですが、2款1項16目地方創生推進費の中、鏡田屋敷にかかわる予算については、地方創生推進交付金を活用したサテライトオフィス整備事業であります。事業の目的としては、文化財である鏡田屋敷にテレワークができる環境を整え、テレビ会議システム等の導入・整備を行い、文化財の新たな活用を図っていきたいとしています。効果としては、既存の施設見学者だけではなく、中短期での利用者が見込めることによって、新たな入館者の獲得や訪問されることによる周辺での飲食など、経済的効果が見込まれるとしています。

質疑では、うきは市の現状に基づいた提案なのか、具体の目標設定や効果、文化財とオフィス化の矛盾など多くの指摘がありました。所管としては、副市長が議会で述べたとおり都市部の企業が関心を示しており、需要はあると認識しているようでありました。目標としては、遊休施設の活用全体として、平成32年度まで最大で10社1,000人としています。また企業においては、地域の人とのコミュニケーションを行いながら地域に貢献することで、人としての向上を図ることが重要視されており、地域での問題等についても、話し合いを通じて解決に向けた提案をしていくことも任務の1つと考えているとのことでありました。

次に、文化財とのすみ分けについて、今のところ、お座敷二部屋を予定しており、オフィスを使用中でも、その日の内容によっては縁側から中を見ることも可能であるとしています。ただし、おひなさまめぐりの期間中の使用については、今後の検討課題であるとの説明を受けました。

最後に、この事業については、注連原住宅同様に所管が違うのではないかと、厚生文教と総務産業に分かれて説明を受けても事業内容の関連性がわかりづらいという指摘がありました。

次に、3款2項9目放課後児童対策費の運営委託料について、423万8,000円の増額補正の主な要因としては、障害児の受け入れ増による加算額の増加と基準額の見直しがあると説明を受けました。財源については、国・県・市で3分の1ずつ負担いたします。

質疑では、学童保育所の民営化について、現在、吉井、千年、御幸の3学童をことし4月からエフコープに委託していますが、他の学童での教育支援について取り組み状況の確認がありました。そのほかには、各学童で異なっていた保育料の問題、さらには支援員の処遇改善について質問がありました。保育料については、保護者と協議の結果、民間委託後には月額5,000円で統一しておりまして、処遇改善については、国の基準に基づいて適切に改善を図っていると説明がありました。

国は、平成31年度から5年間で定員30万人分を拡大し、約152万人分とする新たな計画を策定しています。今後さらなる教育委員会との連携・協力により、学習やスポーツなどの多様なプログラムを取り入れていくことが望ましいとされていますが、うきは市における推進の取り組みにも期待しています。

次に、4款1項1目の産後ケア事業委託料30万2,000円の増額補正については、ことし10月から新たな母子保健事業として開始するための予算であります。事業目的としては、生後4カ月未満の赤ちゃんとそのお母さんを対象に、指定を受けた産婦人科の医療機関において宿泊または日帰りでゆっくりしてもらいながら、産後の体調や育児の不安について相談を受けられるようにするものです。

質疑では、田主丸町の医療機関に委託することが予定されているようだが、産婦の方は、自分が利用した医療機関に見てもらおうほうがよいと思うのではないかとこの質問に対して、確かにそう

思われる方は多いと思うが、ただ、出産される医療機関は近隣市を含めかなり広範囲になっており、さらにこの産後ケアについては市との連携・情報共有が重要なことから、うきは市の方が一番出産されている医療機関にお願いしようと考えていると説明を受けました。

次に、10款2項1目の学校管理費における少人数指導特別教員賃金1,300万円の減額補正については、当初、千年、福富、江南、御幸の4校に1名ずつ特別教員を配置する予定でしたが、福富、御幸の2校のみ配置することになったため減額するものです。毎年5月の児童数で年度の学級編成が確定しますが、市の学級数をふやす基準である一クラス31名以上を満たさないので配置ができなかったと説明を受けました。

続いては、御幸小学校大規模改造工事に係る各予算については、単年計画、3年計画とさまざまです。今後予想される工事費等を把握するため、年度別事業支出予定額の資料を提出していただいております。

また、スクールバスに関連する予算については、妹川小学校の平成31年3月閉校に伴い、御幸小学校に専用の車庫設置と、スクールバスとして10人乗りを2台購入するものです。

質疑では、スクールバスを2台購入する理由は何かとの質問に対して、平成31年度は9名だが、32年度は12名を見込んでおり、児童数が多少増減しても対処できるように考えてのことである。また、車庫設置の考え方が場当たりのではないか、副市長が以前に使わない昼間の時間帯は、交通弱者対策に利用するとの説明を受けていたが、車庫については、地域の皆さんと協議しながら進めることが重要との考えから、閉校が決まってから設置場所については決定したいとしています。現状については、学校間の交流事業や社会科見学、遠足等に活用しており、また地域公共交通会議においても、保健課が取り組んでいる事業への活用など、幅広く検討を重ねていることでありました。

最後に、議案第54号について反対討論がありましたので報告いたします。

意見としては、2款1項16目地方創生推進費については、8月3日の全員協議会において急遽、副市長から口頭での説明があった程度であり、事前に十分な説明がなかったこと。さらには、委員会審査において、需要調査や効果の見込みの説明が不十分であったこと、この2点について意見が出されました。

以上、各項目について慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わり

ます。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**檜川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**檜川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第64号

## 日程第3. 議案第65号

○議長（**檜川 正男君**） 日程第2、議案第64号うきは市道路線の認定について及び日程第3、議案第65号うきは市道路線の変更については、総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは報告いたします。

まず議案第64号ですけれど、うきは市道路線の認定について。

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、審査の経過と結果を報告いたします。

うきは市道路線の認定の場所につきましては、浮羽町朝田の市道竹の町線です。これは、よあけ会館の東側になります。本件は宅地造成にあわせて新設されたものです。審査では、細切れに宅地が開発されると、防火水槽などが設置されないため、開発要綱を改正してはどうかとの意見がありました。執行部からは3,000平米までは市と協議が必要であること、また宅地開発したところの隣接地の開発は、前の開発から3年経過すると別の開発と捉えるとの現状説明があり、今後は近隣を確認し検討したいということでした。

現地調査を行いましたので、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号うきは市道路線の変更について。

次に、議案第65号につきまして、審査の経過と結果を報告します。

市道路線の変更の場所につきましては、吉井町生葉の笹見田・越の地線であります。これは、生葉のところの竹重ですか、のところに、今、ちょうど何とか眼科ができておりますが、そのす

ぐ東側のことでございます。本件は河川改修に伴い、市道の起点部分を変更するものです。現地を確認すると、岩光地区の県営の河川工事に伴い、旧起点部分は公園などになるということでした。公園を設置することが必要なのか質疑をすると、県が実施する工事のメニューの1つに公園をつくるということが入っているため設置する必要があるが、公園の設計は今後行うということであるので、管理していただく地元と協議の上、設計してもらうということでありました。公園の関係については、水辺プラザ事業ということでもございました。

現地調査及び審議の結果、異議なく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第67号

日程第5. 議案第68号

日程第6. 議案第69号

日程第7. 議案第70号

日程第8. 議案第71号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第4、議案第67号浮羽老人ホーム組合の解散についてから日程第8、議案第71号市有財産の貸付けについてまでは厚生文教常任委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） それでは、委員会報告をさせていただきたいと思います。

ただいま議題となりました議案第67号浮羽老人ホーム組合の解散について、議案第68号浮羽老人ホーム組合規約の変更について、議案第69号浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について、さらには議案第70号及び議案第71号市有財産の貸付けについてまでの各議案については、厚生文教常任委員会にその審査を付託されていまして、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、その審査の経過と結果について一括して報告いたします。

審査については、担当課長、係長の出席をいただき、詳しく説明を受けました。

まず、浮羽老人ホームのこれまでの歩みとしては、当時の浮羽郡3町により、昭和30年2月に「浮羽養老院」という名称で吉井町の安富地区に開設され、その後、昭和55年3月に現在の場所に移転し運営を続けてまいりました。既に38年の歳月が経過しており、老朽化による修繕や法改正に伴う施設改修が必要とされる中、浮羽老人ホーム組合議会において、平成31年4月から民営化の方針が示されております。このたび提案されました議案第67号から議案第69号までについては、浮羽老人ホームの民営化をするに当たり、一部事務組合を解散する必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

解散手続としては、地方自治法第288条の規定に基づき、事実上の協議を行った上、規約の変更等については、久留米市議会及びうきは市議会の議決を経て県知事に届け出をすることになります。なおこの間、浮羽老人ホーム組合の解散並びに施設の民営化については、全員協議会等で執行部より逐一説明を受けてきた経過もございます。委員会審査においては、財産処分に関する協議書の清算額について改めて説明をいただきながら、職員の処遇についてと民間移譲後の定員の考え方について改めて確認いたしました。

職員の処遇については、現在いる16名のうち7名が地方公務員となりますが、2名は退職を希望されていますので、残りの5名について、浮羽老人ホーム負担金の負担割合に応じて、うきは市に3名、久留米市に2名採用することとしています。残り9名の嘱託職員、臨時職員については、本人の希望に応じて給与等は現行水準を維持しながら、引き続き当該事業を承継する社会

福祉法人ふたば会にて雇用されるように努めるとしてあります。

定員の考え方については、年度途中から新たに入所される方もいる一方、死亡、長期入院、介護施設への入所による退所者もいる中で、ここ数年入所者数が40名前後で推移している現状を考慮するとともに、新築移転による建設費用の負担等に配慮し、定員数を55名から45名に見直しを行ったものであります。

次に、議案第70号及び議案第71号の市有財産の貸付けについては、浮羽老人ホーム組合を解散することに伴い、公募によって選ばれた社会福祉法人ふたば会に対して、円滑に新築移転が行えるように既存の施設の土地、建物及び移設先となる、うきは市と畜場跡地を平成31年4月1日から1年間、無償で貸し付けるものであります。委員会審査においては、新築した建物で運営開始となる平成32年4月から年額95万1,800円で有償貸し付けとすることについて、改めて積算根拠といつまで貸し付けるかなどを確認いたしました。

積算については、うきは市使用料条例に基づき算定された金額から、と畜場跡地であることを考慮して、3分の1を減額していると説明を受けました。また、3分の1の根拠としては、不動産鑑定において火災等のマイナス評価額が、その3分の1に相当する額ということでありました。

貸付期間については15年間としているとのことでありまして、その後については、質疑において曖昧さも感じられたことから、委員からは、必要に応じて事業者と協議書などを締結してはどうかとの意見も出されました。

以上、いずれの議案も慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。

質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり

り可決することに決しました。

---

日程第 9. 議案第 73 号

日程第 10. 議案第 74 号

日程第 11. 議案第 75 号

日程第 12. 議案第 76 号

日程第 13. 議案第 77 号

日程第 14. 議案第 78 号

日程第 15. 議案第 79 号

日程第 16. 議案第 80 号

日程第 17. 議案第 81 号

○議長（櫛川 正男君） 日程第 9、議案第 73 号平成 29 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 17、議案第 81 号平成 29 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは決算特別委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について一括して決算特別委員長の報告を求めます。13 番、江藤決算特別委員長。

○決算特別委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第 73 号平成 29 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 81 号平成 29 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 9 件の審査と経過の報告をいたします。

特別委員会では、9 月 14 日から 21 日までの 5 日間にわたり審査を行いました。その結果、議案第 73 号平成 29 年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 81 号平成 29 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 9 件は、全会一致により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による決算特別委員会で審査をいたしましたので省略します。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第 73 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第81号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

日程第18. 請願第2号

日程第19. 請願第5号

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、請願第2号国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書及び日程第19、請願第5号教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました請願第2号国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書、請願第5号の教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については厚生文教常任委員会にその審査を付託されてきましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、委員会における審査の経過と結果について一括して報告いたします。

まず、請願第2号について申し上げます。

本請願の趣旨は、日本国憲法が昭和22年5月3日に施行以来、これまで国民主権、平和主義、基本的人権の尊重など、我が国の発展に重要な役割を果たしてきたことを認めながらも、既に71年を経過し、現憲法に不備や問題点があるとし、現在、国会において国民投票法に基づく憲法論議が行われる中、より活発な改正議論を推進するとともに、国民的議論の喚起を求める請願であります。

このたびの請願の表決を諮るに当たり、請願者から趣旨説明をいただき、全議員による連合審査会で議論してまいりました。大方の意見として、議論することは賛成だが、市民の中での議論が不十分なこと、本来、国会で議論する事柄であり、また憲法改正の中身については国民の中でもいろいろと意見が分かれているとのことでありました。そのような特に慎重な判断が求められる中、委員会において、喚起を求める意見書には違和感を覚えるとの考えで一致いたしました。改憲案が衆参両院で3分の2以上の賛成を得れば、最終的には国民投票法に基づき、主権者である国民が判断することになりますので、その推移を慎重に見きわめる必要があることから、反対多数により不採択といたしました。

次に、請願第5号について申し上げます。

本請願については、請願者から詳しく説明を受け審査いたしました。趣旨としては、1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、義務教育における35人以下学級を早期に完全実現をさせること。3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することの3点であります。

学校現場の状況として、昨年12月に開催された中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する中間報告が示され、文部科学省から業務の役割分担や適正化の緊急対策に関する通知が出されております。また、福岡県においても、ことし3月、教職員の働き方改革取り組み指針を策定し、超過勤務時間を3年間で20%削減する目標を立てています。子供の個性が多様化し、保護者のニーズもさまざまに複雑化する中、次期学習指導要領の改訂も控え、今後ますます仕事量がふえることが想定されますので、少人数学級への対応や教職員の定数改善は必要であると考えます。

財源については、小泉政権のもと三位一体改革により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。これにより財政状況の厳しい地方自治体においては、教職員の非正規労働者を雇い入れることをふやしており、福岡県の非正規率は昨年度、全国でワースト3位と下位に甘んじています。本来、義務教育は国家の責任において実施するものであり、地域によって格差が生じることは許されません。教育の質や機会均等を維持するためにも、請願の趣旨は願意妥当と認め、全会一致により採択することに決しました。

以上、厚生文教委員会から報告いたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、請願番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第2号について討論を行います。討論はありませんか。反対討論、9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） この件につきましては、今、報告がありましたように、請願者の意見を聞き、それから厚生文教委員会に付託をしておりましたが、今、お聞きのとおり不採択ということになっております。私、この請願に対しましての紹介議員でありますので、反対意見を申し上げたいと思います。

今、いろいろ政府といいますか、国会のほうでいろいろ話が出ておりますけれども、まだまだ具体的にどうするということなところまで行ってないわけですね。ですから、この請願内容は、

国民的議論の喚起を求める意見書ということになっておりますので、まだまだ政府としては何も具体的な案は出していないと。ただ、私が思いますのは、自衛隊の問題が憲法違反だというようなことを言う人もおられますけれども、やっぱりあれだけ国を守るということで一生懸命やっておるということで、さらには尖閣諸島の問題や、領海侵犯とかいろいろ言われますけれども、何かじっとして見ておらなければならないと。そういったことで、国が守れるのかというような気持ちもいたしますわけでございます。

ですから、この厚生文教の不採択につきましては、私は遺憾の意を表明したいと思っておりますので、今後ほかの、例えば県議会でも36県議会が可決をしておると。それから、福岡県内の各市町村の関係も請願書の可決は18議会、否決が2議会というようなことになっております。そういったことで国民的議論を喚起するというようなことで、今後、私はお願いをしたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 先ほど厚生文教委員長のほうから報告があった件について、賛成する立場から討論に参加します。

請願の趣旨については、国民の権利として認められる行為であります。そういう意味では、うきは市の市民が、幸福が実現できるか。あるいは、公共の福祉に合致するかどうか。そういった点からいろいろ判断するものだろうと思っております。市民にはさきの大戦で亡くなられた方、そういう遺族の方々、不戦に対する思いを持っておられる方、及び広島、長崎で被爆に遭った御子孫の方がおられるなど、戦争への危機感について思う方はたくさんおられるだろうと思っております。また、うきは市でも自衛隊に入隊されている方もおられます。そして、市民の方々については、そういった異見な思いに対して十分でないところがまだまだあると思っております。また、改正に反対する市民の声もあると思っております。そういう意味では、委員会報告のとおり、指摘をされている中身ではないかというふうに思います。

それとまた、そもそもこの国会や政府に対して憲法改正に対する議論を国民に喚起するとの請願でありますけれども、適切さを欠くものではないかというふうに思っております。理由は、憲法第99条に示されているように、首相を含む国務大臣及び国会議員、それから裁判官や公務員、全てに対して最高法規である憲法の尊重というものは義務づけられております。請願は、この憲法違反の行為を促すものであるというふうに思っております。そういう意味で、そういう疑いがあるというふうに思っております。不適切ではないかというふうに考えております。

以上の観点から、委員長の報告どおり不採択とすることについて賛成いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、反対討論を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決をいたします。本案を委員長の報告のとおり不採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 起立少数です。したがって、議案第2号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。10時45分より再開します。

午前10時01分休憩

-----  
午前10時53分再開

○議長（櫛川 正男君） では、再開します。

次に、請願第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

-----  
**日程第20. 請願第4号**

**日程第21. 陳情第7号**

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願及び日程第21、陳情第7号国営筑後川中流土地改良事業（国営施設機能保全事業）における市費負担に関する陳情は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） 請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する請願。

ただいま議題となりました請願の審査につきましては、まず紹介議員である野鶴議員から説明を受けました。現在、経済財政諮問会議が毎年6月に骨太の方針を出し、予算編成方針が決定されているが、財務省や民間の委員から基金を多額に所有する地方自治体の地方交付税は減額して

はどうかという意見が出されたところでもあります。地方公共団体の基金については、それぞれ特定の目的があるため積み立てているものであり、基金が多いから交付税を減額するという不公平な分配はやめてほしいということで、市町村の職員組合などから意見が出始めています。

地方公共団体では、医療、介護、子育て等の行政ニーズは拡充していますが、単独で行う事業の水準は横ばいであり、これから社会保障の財源確保が難しい状況であります。地方交付税の分配に当たっては、これらのことを考慮してほしいという意見書の提出を求める内容でありました。

議員からは、なぜ職員組合が請願者なのか問いがありました。職員としても財政に憂慮しているということを出されており、ほかに市町村長会においても意見書を出す方向であるということでありました。

審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号国営筑後川中流土地改良事業（国営施設機能保全事業）における市費負担に関する陳情。

ただいま議題となりました陳情に関する審査につきましては、まず陳情者から趣旨の説明を受けました。これは理事長と事務局長においでいただきました。

国営施設機能保全事業については、平成28年度から10年間で実施している事業で、国営施設の長寿命化のため大石堰土地改良区、山田堰土地改良区、床島堰土地改良区の区域を1つの地区として、総事業費22億円で実施されているものであります。このうち大石堰土地改良区に係る事業費については13億6,700万円となっております。この事業における負担割合は、国66.66%、県22.23%、市10.0%、土地改良区1.11%となっており、うきは市の負担額は4,101万円、土地改良区は451万円となる見込みであります。陳情では、この大石堰土地改良区の負担金を全額市に負担していただきたいというものであります。なお、それぞれの負担割合については、事業開始前に財政担当と協議が行われたということでもあります。

陳情者への質疑では、ほかの土地改良区の対応について聞くと、山田堰、床島堰の両土地改良区については、当初の負担額の協議のとおり、1.11%は土地改良区が負担するということでした。また、久留米市分については、土地改良区の負担額も久留米市が負担すると平成27年に表明されているということであり、大石堰土地改良区内の受益者で久留米市在住とうきは市在住で差が出るのが不公平であるので、うきは市も土地改良区分を負担してほしいということでした。この件については、一度、市長と協議をしたものの、平成26年の時点で負担割合は協議済みということで、その後、市長と協議はできていないということでもあります。さらに大石堰土地改良区管内にある朝倉市分の負担については確認すると、今後、朝倉市に要望をしていくということでした。今年度の工事については、うきは市内の工事であり、水門や水路の補修を行っているということでもあります。

委員の中から、この事業のほかにも工事等については負担金を求めている分もあるので、再度、市長と大石堰土地改良区で協議をしてもらいたいという意見も出されました。

この陳情については、工事の負担金という面から、執行部においては慎重な判断をいただきたいが、久留米市と足並みをそろえるという意味から、全会一致で採択すべきものと決しました。

参考までに申し上げますと、うきは市の負担というのは、いわゆる10%ですから4,101万円ということになりますし、うきは市の農家の負担率及び負担額というのは1.1%ですから451万円ということになります。計で11.1%で4,552万円ということになります。

参考までにまた申し上げますと、久留米市では久留米市の負担分と農家の負担分を一緒に負担をしたと、市がですね。久留米市の場合は農家戸数が1,952名で、10%の負担が9,159万円。それから、久留米市での農家負担分が、1.1%が1,025万円ということになります。合計いたしますと1億184万円ということで、久留米市においては、市の負担分と農家の負担分、合わせて市のほうが持つというようなことでありました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は請願、陳情番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

日程第22. 陳情第4号

日程第23. 陳情第5号

日程第24. 陳情第6号

日程第25. 陳情第8号

日程第26. 陳情第9号

○議長（櫛川 正男君） 日程第22、陳情第4号うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催についてから日程第26、陳情第9号うきは市議会傍聴規則の見直し・改善についてまでは議会運営委員会に付託していただきましたので、審査の経過及び結果について、一括して議会運営委員長の報告を求めます。7番、鎌水議会運営委員長。

○議会運営委員長（鎌水 英一君） それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

議題となりました平成30年5月28日提出、陳情第4号うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催について。

平成30年6月15日提出、陳情第5号うきは市議会基本条例第7条に関する陳情書。

同じく6月15日提出、陳情第6号安倍首相問責決議に関する陳情書。

平成30年8月27日提出、陳情第8号「議会図書室の整備・活用」等のために、蔵書等の予算化を図ること及び図書室の市民利用を可能にすること、に関しての陳情。

同じく8月27日提出、陳情第9号うきは市議会傍聴規則の見直し・改善について。

以上、5件の陳情は、議会運営委員会に付託されていただきましたので、議会運営委員会における審査の経緯及び結果について御報告をさせていただきます。

日程第22、陳情第4号うきは市議会基本条例第7条の見直し・改善及び「議会報告会」の例年通りの開催については、本件については、第4回定例会からの陳情継続審査であります。陳情の趣旨は、昨年9月の定例会において改正されたうきは市議会基本条例第7条を改正前の条文に戻すこと及び議会報告会の開催を求める内容です。

議会運営委員会では、6月に設置した全議員による議会改革特別委員会において議題とし、協議することで継続審査としていました。その後、議会改革特別委員会において議題として取り上げられ、8月30日、第3回議会改革特別委員会において協議を重ねた結果、平成29年に改正した理由及び背景でありました市民の意見が事前に把握できず回答が不十分であったことや、議

会には集客力が弱いという議題に直面したことなどを改めて確認した上で、うきは市議会基本条例第7条の見直しは行わないことを決定しました。また、議会報告会は意見交換会として、自治協議会に協力をお願いをしながら開催していくこととしました。

その後、議会運営委員会で慎重に審査を行い、議会改革特別委員会の結果を踏まえ、うきは市議会基本条例第7条の見直しは行わないこと、議会報告会は意見交換会として開催することとし、審査の結果、不採択と決しました。

日程第23、陳情第5号うきは市議会基本条例第7条に関する陳情書。

本件陳情については、審査に当たって陳情者から趣旨説明をいただきました。その趣旨は、昨年9月の定例会において改正された第7条の条文につき、改正前の条文に戻すこと及び議会報告会の開催を求める内容です。

このうきは市議会基本条例第7条については、1項目めと同じ報告となりますが、本年6月第4回定例会において設置しました全議員による議会改革特別委員会の議題となりましたので、8月30日第3回議会改革特別委員会において協議を重ねた結果、うきは市議会基本条例第7条の見直しは行わないことを決定しました。また、議会報告会は意見交換会として自治協議会に協力をお願いをしながら開催していくこととしました。

その後、議会運営委員会で慎重に審査を行い、議会改革特別委員会の結果を踏まえ、うきは市議会基本条例第7条の見直しは行わないこと、議会報告会は意見交換会として開催することとし、審査の結果、不採択と決しました。

日程第24、陳情第6号安倍首相問責決議に関する陳情書。

本件は、陳情者から森友・加計問題一連の不祥事に対する陳情の趣旨説明及び問責決議文の提出案が示されました。審査に当たり、最初に地方議会が安倍首相の問責決議を行う法的な根拠や、その権限があるのかという疑問が生じたため、その確認を行ったところです。その結果、衆議院においては不信任案の決議が認められていること。また、参議院においては問責の決議ができることとわかりました。これにより、一自治体の議会としては、首相に対しての問責すなわち責任を問い詰める決議はできません。

以上の理由で、審査の結果、不採択と決しました。

日程第25、陳情第8号「議会図書室の整備・活用」等のために、蔵書等の予算化を図ること及び図書室の市民利用を可能にすること、に関しての陳情。

本陳情については、審査に当たって陳情者に趣旨説明をしていただきました。この件につきましては、8月3日第2回議会改革特別委員会において委員会の議題とし、議会施設等の整備についての中に、議会図書室の充実の項目を上げられているところです。

最近の議会図書室関係の陳情審査状況を見ますと、平成28年12月上程の議会図書室の整

備・活用と機能の充実強化に関する陳情は、平成29年3月、整備された図書室の市民利用を除き必要性を認め、今後、検討していくことと趣旨採択されています。

平成29年6月上旬の議会図書室の整備・活用等のための経費予算化に関する陳情については、前項の陳情内容の延長線上にあるもので、その具体化に関して、陳情であると認識し、その妥当性を認め採択となりましたが、予算化とはなっておりません。しかし現在、パソコンの導入や図書室の整理、わずかではありますが、書籍の増書など進んでいます。また、市民の利用についてですが、書籍の部屋の管理、それに伴う職員の配置等、現状では非常に困難な状況であります。提出いただいた資料等を参考に、今後、課題として検討していきたいと考えています。

本件につきましては、慎重に審査を行った結果、蔵書等の予算化については願意妥当として趣旨採択とすることに決しました。

陳情第9号うきは市議会傍聴規則の見直し・改善について。

本件も審査に当たっては陳情者に趣旨説明していただきました。本件陳情についても、8月3日第2回議会改革特別委員会において議題として、傍聴者への配慮が上げられているところです。6項目ほど御指摘を受けていますが、提出いただいた資料等を参考に、うきは市議会傍聴規則の見直し・改善について議会改革特別委員会において、今後、協議を行っていきたいと思います。

よって、審査の結果、趣旨採択と決しました。

以上、議会運営委員会陳情5件の審査及び結果報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は陳情番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を委員長の報告のとおり不採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を委員長の報告のとおり不採択にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を委員長の報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を委員長の報告のとおり趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決しました。

---

### 日程第27. 追加議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第27、追加議案の上程を行います。意見第4号から意見第6号まで3件、決議第1号1件を上程します。

---

### 日程第28. 意見第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第28、意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。局長に朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、野鶴修。賛成者、うきは市議会議員、中野義信、同鍵水英一、同伊藤善康、同熊懐和明、同組坂公明。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。4番、野鶴修議員。

○議員（4番 野鶴 修君） それでは、意見第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

ただいま議題となりました地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について、提案理由を説明いたします。

議員の皆さんも御承知のとおり、今、地方自治体においては、子育て支援策の充実と保育人材の確保、また高齢化が進行する中での医療、介護などの社会保障への対応など、まさしく少子高齢化時代に対応する役割が拡大しています。また、そのような中に新たな課題として、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、また大規模災害を想定した防災、減災事業の実施など、ますます地方自治体における課題はふえていくと思えます。

しかしながら、これら公的サービスを担う人材は限られており、新たなニーズに対応し、細やかな公的サービスを提供していくためには、新たな人材確保が必要となってきました。そのためにも地方財政の確保というのは重要な課題であるというふうに考えます。

しかしながら財務省は、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たって、平成28年度に地方自治体の基金残高が21.5兆円と過去最高になったことを捉えて、基金残高に応じた地方交付税の抑制などを唱えています。請願の中でもありましたように、地方自治体の基金という

のは、地域の実情を踏まえ、財政調整や特定目的のために積まれているものであり、自治体の財政に余裕があって積まれているものでもありません。したがって、自治体の基金残高を理由に地方交付税の削減をするようなことは絶対認めるわけにはいきません。

つきまして、国に対し、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の強化、確立を目指すよう提案するものであります。

以上、提案理由です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

野鶴議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第4号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

---

## 日程第29. 意見第5号

○議長（櫛川 正男君） 日程第29、意見第5号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。局長に朗読させます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第5号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、竹永茂美。賛成者、うきは市議会議員、佐藤湛陽、同岩淵和明、同江藤芳光、同上野恭子、同佐藤裕宣。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、意見第5号教育予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について口述させていただきます。

ただいま議題となりました教育の予算の確保と充実を求める意見書（案）の提出について、提案理由の説明を行います。

私たちは、うきは市の子供たちのみならず、全国の子供たちが全て安心して義務教育を受けることができるように、また学校現場で働く全ての教職員が安心して子供の教育に当たることができるように国会並びに関係行政庁に対し、意見書をもって要請しようとするものであります。

請願書にありますように、今回の意見書は1、子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、義務教育における35人以下学級を早期に完全実現すること。

3、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することの3点からなっております。

1点目の子供たちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進することについて説明いたします。

1980年、45人学級が40人に改善されました。前の年、小学校1年生44名を担当していました私にとっては、とても大きな喜びでありました。子供たち一人一人を大事にできる教育ができると喜びと責任を感じました。しかしながら、45人学級では一人一人に十分な時間を保障する実践ができなくて、歯がゆい思いをし続けました。31年後の2011年、ようやく小学校1年生だけ35人学級になりましたが、2年生以上はまだ40人学級のままだです。40人学級では授業の準備、テストの採点、連絡帳の点検などをするにも、どうしても超過勤務になってしまいます。教師の超過勤務をなくし、子供や親と安心して向き合える計画的な教職員定数改善を早急に実現することが、私たち、うきは市民の願いでもあります。

2点目の義務教育における35人以下学級を早期に完全実施することについて説明します。

先ほど述べましたように、2011年、小学校1年生だけ35人学級になりましたが、2年生以上はまだ40人学級のままだです。うきは市は幸い、市長や教育長の配慮で2年生まで35人学級が実現しています。子供たち一人一人を大事にした教育ができる、うきは市の35人学級を全国の小学校や中学校に実現し、子供たちの学習権を保障する35人以下学級を早期に完全実施することが、私たち、うきは市民の願いでもあると思います。

3点目の教育の機会均等と水準維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することについて説明いたします。

2006年、学校事務職員や栄養職員などの賃金などが国庫負担制度の適応除外にしないかわりに、国庫負担制度の割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。地方交付税で3分の2を都道府県が負担するようになり、都道府県の財政状況で福岡県では非正規職員がふえました。非正規職員の先生は1年ごとに異動させられることがあります。安心して子供や保護者とのつながりが切れます。非正規の先生は、安心して働けません。今日、子供の貧困も大きな問題です。このような課題に向かい合える正規職員を安定して配置できる義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することは、私たち、うきは市民の願いでもあります。子供の教育権を保障するため、国や関係行政機関への教育予算の確保と実現を求める意見書提出について、御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

竹永議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、意見第5号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付をいたします。

---

### 日程第30. 意見第6号

○議長（櫛川 正男君） 日程第30、意見第6号国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚

起を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。局長に朗読させます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 意見第6号国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、中野義信。賛成者、うきは市議会議員、伊藤善康、同上野恭子、同佐藤湛陽、同熊懷和明、同鍵水英一、同組坂公明、同佐藤茂和。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 意見第6号の意見書の関係ですが、お手元に意見書の（案）ということで上げております。内容につきましては、それぞれ全員協議会とかそういった中で一応配布しておりますものですから、内容朗読につきましては省かせていただきたいと思います。

あと各関係機関、そこに書いておりますように、衆議院議長それから参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官ということで提出をさせていただきたいということで考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて今回の意見書についてお尋ねをいたします。

この意見書のもととなった陳情書については、請願者が美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会となっていました。この団体は、ホームページ上でも明らかなように、日本会議と密接な関連のある団体であります。そのことについて、中野議員は承知しているかどうかを1点目お尋ねします。

2つ目は、この間、地方自治体で採択されているものもあります。しかし、陳情の中身がこの間変わってきていることも明らかだと思っております。当初は憲法を変えるということについて陳情するものが多々あったと思っております。しかしながら、それをなかなか合意が得られないということもあって、議論を喚起するという中身が変わってきております。そういう点では、先ほど委員会報告がありましたけれども、そういう点を踏まえて議論が十分でないということで不採択として、委員会として決めたものであります。単に自民党やその保守だから議決するというものではなくて、市民的にも正義が通るかどうかという問題が問われると思っております。そ

ういう点ではどのようにお考えなのか、2点ほどお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 1点目の日本会議との関係については、いろいろ話は聞いております。しかしながら、それと確定ということではないというふうに思いますし。

さらに2点目の意見書の内容につきましては、国民的議論というのは確かに大きな問題だというふうに思いますので、そこら辺につきましては、今後まだまだ具体的な内容は出てないというふうに私は思います。しかしながら、最終的には国民投票というのがありますから、その中で市民の意見というのは出てくるというふうに思われますので、この細かい内容については、この意見書の中には出してないということでございます。それはまた今後、内容的にはいろいろ協議されるというふうに、国会の場ではですね、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 提案者にお尋ねいたします。常任委員会や全員協議会でも論議してきましたが、憲法第99条には以下のような文言があるのは御存じかと思えます。憲法第99条には、天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うということが書かれておりますが、この憲法第99条と今回の意見書を出されることについての考え、矛盾というかがあると思えますが、その点について中野議員はどのように考えられているのでしょうか。

それから、2点目。請願者が全員協議会の中で言われた言葉があります。「安倍政権が、来年参議院選挙が7月にありますので、それまでは3分の2であるので、その期間内にやりたい」ということが言われました。これは、意見書に出ているものと矛盾すると思われます。この点について、どのようにお考えなのか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 99条の関係とかいろいろ言われておりますけれども、いずれにいたしましても、国民の意見というのが非常に大事ですから、そういったことを今後は出していくというふうに思われます。ですから、一応中身についてはこういうことで詳しく内容は出してないということでございます。

それから説明に来たときのお話は、9月までにというようなことは確かに言葉では出してあったというふうに思いますけれども、これはまだまだ今から検討していく中ですから、9月までに決定しないかとか、そういうことではないと思えますので、あとは国会のほうで議論をしていくというようなことでありますので、そこら辺につきましては、以上の話を9月までということ

であったと思いますけれども、今後、検討しながら、国会の場でもいろいろ議論がされ、そして最終的には国民投票ということになるというふうに思いますので、国民の声は反映されるというふうに思います。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

中野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第6号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。3番、佐藤議員。

○議員（**3番 佐藤 裕宣君**） 反対の立場からの討論で。

国会における憲法論議の推進とありますが、憲法改正は政権与党である自民党の党是であり、また総裁である安倍総理の悲願であるとも言われております。その安倍総理が先日の自民党総裁選で憲法改正を掲げて三選を果たされました。今後、憲法改正に向けて確実に手続を進めていくと思われまふ。とすれば、今さら、うきは市議会が国会における憲法論議の推進を求めることに何の意味があるのか、甚だ疑問に思うところでございます。

それから、国民的論議の喚起を求めるということですが、憲法改正の手続の中で国会による発議が行われます。発議が行われれば、マスコミ報道等も今より活発になり、自然と国民の間でも議論が交わされるということになるのではないのでしょうか。誰に求められるわけでもなく、自然に沸き起こる議論こそが本当の意味での議論ではないかと思ひます。したがって、私たち市議会がわざわざ国民的論議の喚起を求めるという点について、全く必要性を感じ取ることができません。

最後に私だけかもしれませんが、請願の要旨説明の中で、先ほど岩淵議員もおっしゃいましたけれども、その請願者の背景、それから、ある種、思想的なものを感じたことも事実でございます。市民の皆さんの中には、当然さまざまな思想、考えを持たれている方がおられます。可能な限り幅広く市民の利益につながる役割を果たすことが市議会議員の務めだと考えています。

以上の理由から、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで討論を終わります。

本案については、起立により採決をいたします。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫛川 正男君） 賛成多数により、意見第6号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付いたします。

---

### 日程第31. 決議第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第31、決議第1号小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）の提出についてを議題とします。局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（石井 良忠君） 決議第1号小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月26日。うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員、佐藤湛陽。賛成者、うきは市議会議員、江藤芳光、同伊藤善康、同上野恭子、同中野義信、同熊懐和明、同鐘水英一、同岩淵和明、同竹永茂美、同野鶴修、同佐藤裕宣、同組坂公明、同佐藤茂和。

小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）。

近年、地球温暖化の影響などより、全国的に夏季の暑さが非常に厳しく、今夏も各地で35℃を超える猛暑日が長く続き、熱中症による死者も多数出るなど厳しい状況がある中で、うきは市の将来を担う児童生徒が日々勉学に励んでいるところであり、より良い学校教育環境の整備が求められている。

これまでも、市民の保護者等からの要望を受けて、議会からも早急な整備を働きかけてきた経過もあり、本年6月議会の一般質問に対する答弁において、「学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」の見直しに伴い、教室の望ましい温度が「10℃以上30℃以下」から「17℃以上28℃以下」へ変更されたこと、近年の温暖化による気温上昇やPM2.5等の大気汚染による健康被害が問題視されていること、更には平成32年度から実施される新学習指導要領における授業時数の増加を踏まえ、快適な学習環境を整えるとして、国に対し平成31年度学校施設環境改善交付金の補助金要望を行っている。」とのことであった。

国においても、7月に愛知県の児童が校外学習後に熱中症で死亡する痛ましい事故が発生したことを受け、エアコンの設置有無に関する緊急調査を実施しており、菅官房長官は7月24日の

記者会見において「児童生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は喫緊の課題だ。学校へのエアコン設置を支援していく必要がある。」と表明された。

更に、報道によると2019年の夏までに、すべての公立小中学校にエアコンを設置するため、秋に予定される臨時国会において補正予算案を提出する方向と伺っている。

よって、うきは市においては、児童生徒の健康維持、学習に集中できる環境の整備、保護者の不安解消、更には職場環境の改善のためにも、小中学校へのエアコン設置に関し、早期に有効な導入手法の検討を実施するとともに、必要な財源措置を講じ、できるだけ速やかな実現を図るよう強く求める。

以上を決議する。平成30年9月26日。うきは市議会うきは市長様。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番、佐藤湛陽議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） ただいま議題となりました小中学校へのエアコン設置を求める決議（案）の提出について、提案理由を説明いたします。

近年の地球温暖化による気温上昇によって、この夏は全国的に記録的な猛暑が続き、埼玉県熊谷市では国内最高気温となる41.1度を記録し、熱中症による搬送者も7月1日から8月31日までの2カ月間だけで8万4,000人を超えたと総務省から発表されました。これらの影響で学校ではプールの使用を中止する動きが広がり、国は8月、各都道府県教育委員会に対し、夏休みの延長や登校日の中止を検討するように求めるなど、異例の通知を出しています。

また、文部科学省の公立学校施設における空調設置状況調査（2017年）によると、福岡県の小中学校普通教室及び特別教室の設置率は、昨年4月現在で52.4%となっております。普通教室のみであれば65.5%と、前回調査のときの3年前に比べて47.2%も急激に増加しています。こうした中、うきは市の将来を担う児童生徒の健康維持と、学習に集中できる環境の整備は喫緊の課題と考え、さらに保護者の不安解消や教職員の職場の環境を改善する効果も見込めることから、小中学校へのエアコン設置に関して、必要な財源措置を講じ、できるだけ速やかに実現を図るように提案するものです。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。決議第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、決議第1号は原案どおり可決することに決しました。

---

### 日程第32. 閉会中の調査の申出について

○議長（榎川 正男君） 日程第32、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（榎川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決しました。

ここで市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 榎川議長の許可をいただきましたので、第5回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

9月7日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげを

もちまして、いずれの議案も原案どおりそれぞれ可決を賜り、さらに決算についても御認定をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。審議いただきました過程での御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して務めたいと存じております。

朝夕は大分涼しくなってきました。本9月定例会の会期中であった9月15日から17日の間には、つづら地区で彼岸花めぐり、9月23日には第11回うきはYOSAKOI祭りなどが開催され、たくさんの方にうきは市にお越しをいただき、にぎわいをもたらしました。さらにこれから、実り、スポーツ、食欲の秋となり、観光シーズンを迎え、各地でいろいろな催しが予定されております。うきは市におきましても、うきは市民運動会など多くの行事を計画しております。議員各位におかれましては、御多忙のこととは思いますが、御参加をいただきますとともに、健康に十分留意されまして、うきは市発展のため今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。そしてありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。12月の定例会の開会日は12月7日金曜日開会予定といたしておりますので、報告をしておきます。

これをもちまして、平成30年第5回うきは市議会定例会を閉会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時57分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 鐘 水 英 一

署名議員 熊 懷 和 明